

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」(リスクコミュニケーション機能強化事業)業務委託契約書

委託業務の名称 平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」(リスクコミュニケーション機能強化事業)業務

委託料の額 金 123,196,977円

(うち消費税及び地方消費税 5,866,522円)

委託期間 着手 平成24年 7月 5日

履行期限 平成25年 3月31日

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「公立大学法人福島県立医科大学」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、別記「平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」(リスクコミュニケーション機能強化事業)業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託料(以下「委託料」という。)をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務(以下「業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項第1号の規定により納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

(主任担当者)

- 第4条 甲及び乙は、業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を、それぞれ1名あらかじめ定め、書面をもって相手方に通知する。また、主任担当者の変更があった場合には、直ちに相手方に対して通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、原則としてこの主任担当者を通じて行うものとする。

(業務実施状況の報告等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務実施状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるとときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引き渡し)

第8条 乙は、業務が完了したときは、業務に係る業務実績報告書、業務収支報告書及び概算払を受けた場合の概算払精算書を添えて、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、提出された報告書について検査を行い、合格したと認められる時は委託料の額を確定する。

3 前項の検査の結果不合格となり、報告書について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、業務完了後において、乙に業務により発生した収入があると認めたときは、乙に対しその額の返還を命ずるものとする。

4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部（又は全部）を概算払することができる。

5 乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を甲に提出するものとする。

6 乙は、第4項の規定により支払いを受けた委託料の額が、第8条第2項の確定額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。  
(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一 履行期限内に業務を完了しないとき、又は業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

二 着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 第3条の規定に違反したとき。

四 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が經營に実質的に

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 前4号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、甲に対し、委託料の額の10分の1に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(財産の帰属)

第 11 条 乙の業務の実施に伴って取得した備品等(以下「財産」という。)の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をしたときをもって乙に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第 12 条 乙は、業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

- 2 業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならぬ。なお、業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 10 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号から第 4 号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第 7 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第 5 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
  - 三 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決(同法第 66 条第 3 項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
  - 四 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - 五 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第16条 乙は、業務に係る書類及び帳簿を備え付け、少なくとも今後業務が終了するまで保存しなければならない。

(補 則)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

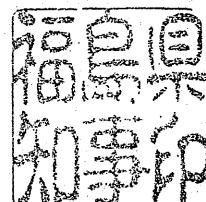
(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

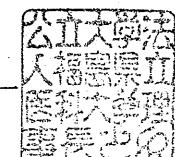
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成24年 7月 5日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号  
氏 名 福 島 県  
福島県知事 佐 藤 雄 平



乙 住 所 福島県福島市光が丘1番地  
氏 名 公立大学法人福島県立医科大学  
理 事 長 菊 地 臣



別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。  
(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手法により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。  
ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第 10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関（福島県）を、「乙」は受託者（公立大学法人福島県立医科大学）を指す。

## 平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」（リスクコミュニケーション機能強化事業）業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が公立大学法人福島県立医科大学（以下「乙」という。）に委託する、「福島県県民健康管理調査事業」（リスクコミュニケーション機能強化事業）業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務の内容

#### （1）委託業務の目的

全県民を対象に長期にわたって健康調査を行う「福島県県民健康管理調査事業」本体と密接な連携をしながら、県民健康管理の各調査について、その目的を周知し、価値を理解してもらうための情報発信と情報収集の仕組みを確立し、放射線の及ぼす健康影響（リスク）について、正確な情報を行政、専門家、県民が共有し、県民の不安を払しょくしていく。

#### （2）委託業務の内容

##### ①県民健康管理センター内の体制の整備

今後の放射線の健康影響に関するリスクコミュニケーション対策の中心拠点として、乙の県民健康管理センター内に情報の集約、企画の提案及び実施を担う体制を整備する。

ア 県民健康管理の各調査（基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころのケア・生活習慣病に関する調査、妊産婦に関する調査）ごとにリスクコミュニケーション専任の担当者を1名ずつ配置する。

イ コールセンターでの県民からの問い合わせに対応するために、事務職員を5名配置する。

ウ こころのケア・生活習慣病に関する調査について、こころのケアに精通し、こころのケアセンター各方部からのニーズや疫学的調査結果の把握とフィードバックを行う専門スタッフ（精神保健福祉士・臨床心理士等）を5名配置する。

##### ②妊産婦向けの講習会、セミナーの実施（妊産婦に関する調査関係）

放射線不安を理由とした中絶などの風評被害対策のため、妊産婦向けの講習会を開催する。

ア 妊産婦向け講習会の開催。（平成24年8月～平成25年3月の各月2回、計16回）

イ 県内の助産師、あるいは直接妊産婦に正しい放射線知識を伝えることができる妊産婦ケア専門スタッフ（助産師）を2名配置する。

ウ 県内の流産・中絶・胎児奇形を施設レベルで全数調査を行うことにより、県内での妊娠・出産・育児の安全性を示す中絶風評被害対策調査を実施する。

③放射線と小児甲状腺がんについての講習会、セミナーの実施（甲状腺検査関係）  
放射線について、福島県内でも特に関心の高い小児甲状腺がんに係る講習会を開催する。

ア 放射線と小児甲状腺がんについての県民向け講習会の開催。（甲状腺検査結果の解説なども含む）。（平成24年8月～平成25年3月の各月2回、計16回）

④住民参加型のワークショップの開催（健康診査関係）

放射線による健康影響についての住民参加型のワークショップを開催する。

ア ワークショップの開催（地域ごとに計100回）

⑤県民健康管理センターによるリスクコミュニケーションに係る広報活動（基本調査等）

上記の講習会等の取組内容などを幅広く周知するための広報活動を行う。

ア リスクコミュニケーションに係るホームページの開発。

イ 上記ホームページの維持管理。

ウ パンフレット等の資料冊子等の作成・配布。

### 3 業務実施体制

乙において本業務を実施する県民健康管理センターで想定される人員体制については、下記のとおりとする。

- ・リスクコミュニケーション専任担当者－5名（基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころのケア・生活習慣病に関する調査、妊産婦に関する調査ごとに各1名）
- ・リスクコミュニケーション関係事務職員－5名
- ・こころのケア専門スタッフ（精神保健福祉士、臨床心理士等）－5名（こころのケア・生活習慣病に関する調査）
- ・妊産婦ケア専門スタッフ（助産師）－2名（妊産婦に関する調査）

### 4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 着手届（別記第1号様式）

(2) 完了届（別記第2号様式）

委託契約書第8条第1項に定める委託業務完了の際の通知。

(3) 業務実績報告書（別記第3号様式）

委託契約書第8条第1項に定める委託業務完了の際の実績報告書

(4) 業務収支報告書（別記第4号様式）

内  
系)  
・開  
結果  
回)  
本調  
つい  
査、  
のケ  
日ま

## 委託契約書第8条第1項に定める委託業務完了の際の収支報告書

### 5 委託料の概算払

委託契約書第9条第5項に定める委託料概算払請求書については、別記第5号様式のとおりとし、第8条第1項に定める委託料概算払精算書については、別記第6号様式のとおりとする。

### 6 委託業務により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託業務の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

### 7 仕様変更

#### (1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

#### (2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

別記第1号様式

## 着 手 届

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
法人名  
代表者名

印

平成 年 月 日 付けで委託業務について、平成 年 月  
付けで着手しましたので届け出ます。

記

1 委託業務名

2 委託期間

着 手 平成 年 月 日  
履行期限 平成 年 月 日

別記第2号様式

完 了 届

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所

法人名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり完了したので届け出ます。

記

1 委託業務名

2 業務開始年月日 平成 年 月 日

3 業務完了年月日 平成 年 月 日

別記第3号様式

## 業務実績報告書

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所

法人名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり実施したので、その実績について報告します。

記

1 委託業務名

2 業務実績報告書 別紙のとおり  
(報告書例)

(別紙) (報告書例)

## 業務実績報告書

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」(リスクコミュニケーション  
機能強化事業) 業務実績

### 1 県民健康管理センター内の体制の整備

ア リスクコミュニケーション専任担当者の配置

　　基本調査　名、甲状腺検査　名、健康診査　名、こころのケア・生活習

　　慣病に関する調査　名、妊産婦に関する調査　名

　　・リスクコミュニケーションに係る事務職員の配置　名

イ こころのケア専門スタッフの配置

　　こころのケア・生活習慣病に関する調査ー精神保健福祉士　名、臨床心理士　名、

### 2 妊産婦向けの講習会、セミナーの実施（妊産婦に関する調査関係）

ア 妊産婦向け講習会の開催　計　回

イ 妊産婦ケア専門スタッフの配置ー助産師　名

ウ 中絶風評被害対策調査

### 3 放射線と小児甲状腺がんについての講習会、セミナーの実施（甲状腺検査関係）

ア 放射線と小児甲状腺がんについての県民向け講習会の開催　計　回

### 4 住民参加型のワークショップの開催（健康診査関係）

ア ワークショップの開催　計　回

### 5 県民健康管理センターによるリスクコミュニケーションに係る広報活動（基本調査等）

ア リスクコミュニケーションに係るホームページの開発

イ 上記ホームページの維持管理

ウ パンフレット等の資料冊子等の作成・配布

※1 業務実施したことが分かる資料を添付すること。

※2 業務を実施した結果、どのような成果があったか等をまとめたレポートを作成し、  
これに添付すること。

※3 本業務で作成した資料冊子は、成果物として1部提出すること。

別記第4号様式

## 業務収支報告書

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所

法人名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり実施したので、その収支について報告します。

記

1 委託業務名

2 業務収支報告書 別紙のとおり  
(報告書例)

(別紙) (報告書例)

## 業務収支報告書

### (1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	比較 増 減		備考
		増	減	
県委託料	円	円	円	
合計	円	円	円	

### (2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	比較 増 減		備考
		増	減	
平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」(リスクコミュニケーション機能強化事業)業務	円	円	円	
①県民健康管理センター内の体制の整備 ア リスクコミュニケーション専任担当者及び事務職員の配置 イ こころのケア専門スタッフの配置				
②妊産婦に関する調査関係 ア 妊産婦向け講習会の開催 イ 妊産婦ケア専門スタッフの配置 ウ 中絶風評被害対策調査				
③甲状腺検査関係 ア 小児甲状腺がんに係る講習会の開催				
④健康診査関係 ア ワークショップの開催				
⑤広報活動（基本調査等） ア ホームページの開発 イ ホームページの維持・管理 ウ パンフレット等の作成・配布				
合計	円	円	円	

別記第5号様式

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所

法人名

代表者名

印

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」(リスクコミュニケーション機能強化事業)業務委託料概算払請求書

平成 年 月 日付けで締結した上記委託業務について、委託契約書第9〇第5項の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額

円

内訳

契約金額	受領済額	今回請求額	残額	備考

別記第6号様式

平成 年 月 日

福島県知事

受託者 住所

法人名

代表者名

印

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」(リスクコミュニケーション機能強化事業)業務委託料概算払精算書

平成 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第8条第1項の規定により、概算払を受けた委託料の精算状況を下記のとおり報告します。

記

契約金額 円

概算払交付金額	実績額	過不足額	備考

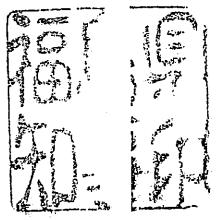
※過不足額欄は、概算払交付金額から、契約金額又は実績額のいずれか低い額を差し引いた額を記載すること。

(添付書類)

- 1 実績額の内訳が確認できる書類 (委託業務に係る収支報告書 (別記第4号様式))

平成24年度「福島県県民健康管理調査事業」(リスクコミュニケーション機能強化事業)  
業務委託設計書(金入り設計書)

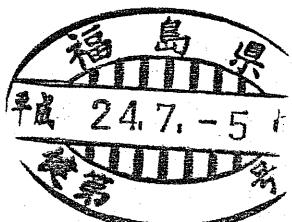
区分	積算内訳等	金額(円)	備考
健康管理センター内の体制の整備		45,021,600	
コミュニケーション専任担当者及び事務職員の配置		27,705,600	
リスクコミュニケーション専任担当者	432,900 円 × 5人 × 8月 =	17,316,000	
リスクコミュニケーション関係事務職員	259,740 円 × 5人 × 8月 =	10,389,600	
こころのケア専門スタッフの配置		17,316,000	
保健福祉士・臨床心理士等(こころのケア専門スタッフ)	432,900 円 × 5人 × 8月 =	17,316,000	
に関する調査関係		16,796,524	
妊婦向け講習会の開催		5,541,120	
妊娠婦向け講習会の講師謝金	23,290 円 × 1人 × 16回 =	372,640	
妊娠婦向け講習会の講師旅費	20,000 円 × 1人 × 16回 =	320,000	
妊娠婦向け講習会の資料印刷代	17,316 円 × 1式 × 16回 =	277,056	
妊娠婦向け講習会の会場借料	285,714 円 × 1式 × 16回 =	4,571,424	
講師(妊娠婦ケア専門スタッフ)の配置		6,926,400	
助産師(妊娠婦ケア専門スタッフ)	432,900 円 × 2人 × 8月 =	6,926,400	
絶風評被害対策調査		4,329,004	
中絶風評被害対策調査	4,329,004 円 × 1式 × =	4,329,004	
検査関係		5,541,120	
甲状腺がんに係る講習会の開催		5,541,120	
小児甲状腺がんに係る講習会の講師謝金	23,290 円 × 1人 × 16回 =	372,640	
小児甲状腺がんに係る講習会の講師旅費	20,000 円 × 1人 × 16回 =	320,000	
小児甲状腺がんに係る講習会の資料印刷代	17,316 円 × 1式 × 16回 =	277,056	
小児甲状腺がんに係る講習会の会場借料	285,714 円 × 1式 × 16回 =	4,571,424	
検査関係		17,316,011	17,316,000
ワークショップの開催		17,316,011	17,316,000
ワークショップ開催に係る講師謝金	23,290 円 × 1人 × 100回 =	2,329,000	
ワークショップ開催に係る講師旅費	20,000 円 × 1人 × 100回 =	2,000,000	
ワークショップ開催に係る資料印刷代	17,316 円 × 1式 × 100回 =	1,731,600	
ワークショップ開催に係る会場借料	112,554 円 × 1式 × 100回 =	11,255,400	11,255,411
活動(基本調査等)		21,988,800	21,988,795
ホームページの開発		21,645,021	21,645,032
ホームページの開発	21,645,021 円 × 1式 × =	21,645,021	21,645,032
ホームページの維持・管理		138,528	
ホームページの維持管理	17,316 円 × 1式 × 8月 =	138,528	
フレット等の作成・配布		205,246	
シフレット作成・配布に係る印刷代	2,5974 円 × 59,000部 × 1式 =	153,246	
シフレット作成・配布に係る郵送代	52 円 × 1,000部 × 1式 =	52,000	
消費	「①～⑤の計」×10%以内	10,666,405	106,664,050
小計		117,330,455	
消費税及び地方消費税	小計×5%	5,866,522	
合計		123,196,977	



24医大健第87号

平成24年7月5日

福島県保健福祉部健康管理調査室長様



公立大学法人

福島県立医科大学健康調査課長

(公印省略)

平成24年度福島県県民健康管理調査事業の委託について(回答)

平成24年7月5日付け24健第2757号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり承諾書を提出します。

(事務担当 健康調査課 主査 福島 電話 024-547-1243)

## 承 諾 書

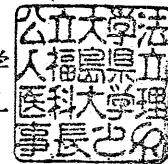
平成 24 年 7 月 5 日

福島県知事 様

住 所 福島市光が丘 1 番地

名 称 公立大学法人 福島県立医科大学

代表者の職 氏 名 理事長 菊地 臣一



平成 24 年度「福島県県民健康管理調査事業」(リスクコミュニケーション機能強化事業) 業務の委託について、受託することを承諾いたします。